

災害救助犬認定試験規定

認定試験受験資格

1. 受験する犬の年齢は生後12ヶ月以上であること。
2. 受験する犬は人及び他犬に対して攻撃性をもたないこと。
3. 受験する犬は狂犬病予防ワクチンと5種以上の混合ワクチンを接種していること。

試験日および認定期間等

1. 認定試験は年1回特段の事情がない限り毎年3月に実施する。
2. 認定犬の資格は、認定試験合格日より2年間としその有効期限は2年後の認定試験日とする。
ただし、満10歳以上の犬の資格有効期間は1年間とし、毎年行われる認定試験日に10歳に達している犬は当該年度の認定試験に合格しなければ認定犬としての資格を失う。

A 服従作業一般規定

指導手は、服従試験会場において手袋、ポシエット、バッグ、給水・散水用のボトル等如何なるものも身に着けてはならない。

指導手は認定試験の審査を受ける前に紐付きで犬を伴って審査員のところに行き出場番号、犬名、指導手名を申告した後、紐を外して肩掛けするかポケットに入れ、脚側行進を行う組はスタート地点Aに行き、休止の組は休止の位置に行き指示を待つ。

訓練の「基本姿勢」と呼ばれる「脚側停座」とは、原則として、犬は指導手の左側に接する程度の間隔で平行して並び、尚且つ、相互の前足の先端が直線状に並んで停座している状態をいう。なお、脚側行進とはこの状態で移動する様をいう。

動作を取らせる為の刺激となる声、指符は端的で、明確に犬に伝えられるものが求められる。また、一動作に対して一声、視符の使用が望ましいが、声符、視符のいずれを使用するかは任意で、同時併用も問題とはならない。しかし、一動作を取らせる為に声、視符が間隔を空けて使用された場合、複数回の使用とみなされ、一動作に対して声、視符を多発した場合と同様に減点の対象となる。

全課目、紐無しで行われ、作業開始時と、終了時は脚側停座の姿勢をとること。各科目の実施に当たっては、審査員、もしくは進行係の指示に従って行うこと。

なお、下記4～9までの試技は、試験場設定の都合により順番を変更することがある。
変更する場合は試験前に通知するので注意のこと。

また、服従作業中に受験犬が排泄した場合は失格とする。

1. 紐無し脚側行進（往路常歩・復路速歩）

群衆内通過（常歩行進中のみ）途中停止を含む瓦礫上歩行（別図参照）

Aにて脚側停座。指示により、常歩脚側行進でB、C、D、のコースを歩行する、B、Cのコースでは群衆が行き交う中を脚側行進の状態を保ちながら歩行者の歩行を妨げないように通過し、Dへ向かう。行進中歩行者との接触を避けるために立ち止まる事や、歩度を緩やかにする事は減点の対象とはならない。

Dでは進行方向を向いたまま脚側停座。指示によりD、Gの間に設置されている瓦礫内を脚側に犬を付けて常歩で通過しGに向かう。Gでターンし、再び犬を脚側に付けて瓦礫内を歩行し、ほぼその中間点で停止するがこの場所での停座は必要としない。停止させるための声、視符の使用は認められ、犬の姿勢は問われない。指示により瓦礫内歩行を始め、Dで前方を向いて停止、脚側停座させる。

指示により速歩脚側行進でC、B、Aに至るコースをたどり、Aで回れ右して脚側停座させ、終了する。

※ 群衆中通過で犬は通行人に気を取られることなく、通り抜けることが望ましい。

瓦礫歩行の際、瓦礫の発する音に犬は怯むことなく指導手の指示に従うことが求められる。敷き詰められる瓦礫は、音の出る材質（材木、トタン板、金属片、金網、ブロック、タイヤ等）が用いられる。

2. 常歩行進中の停座及び遠隔による伏臥、招呼

Aで脚側停座、指示により常歩脚側行進でFに向かう。Eで歩度を変えることなく「声符」又は「視符」を用いて犬を停座させ、指導手は立止まることなくFに向い、Fで回れ右し、犬と対面する。

指示により「声符」又は「視符」で停座している犬を伏臥させる。

指示により指導手は犬を招呼する。犬は指導手の元に帰来し、脚側に付き停座する。この際、正面停座から脚側について停座しても良い。

3. 常歩行進中の立止

指示によりFから常歩脚側行進でAに向かう。指導手はBで歩度を変えることなく「立止」を命じ、Aに至り、回れ右して犬と対面する。

指示により指導手は常歩で犬の元へ戻り、犬の左から後方を回り犬の右側で静止し、

指示により脚側停座をさせ、終了する。

4. 往路の障害飛越・(片道)、障害の高さ、小型犬30cm、中型犬以上70cm

「障害(ハードル)」から任意の距離に脚側停座させ、指示により犬の体高に応じた高さの障害(ハードル)を飛越させ、停止させる。

指示により指導手は犬の元に行き、左に立つ。指示により脚側停座させ、終了する。

5. シーソー

《高さ40cm、幅30cm、長さ3m以上の板をシーソー状にした物》

所定の位置に脚側停座。指示により指導手は犬に単独でシーソー歩行を促す。板の先端が接地するか、もしくはそれに近い状態に傾いた時、犬は自主的に静止する。この際、「停止」の声符をかける事は許される。指示により指導手は犬の右に付いて同行し、シーソーを渡り終え、着地した時点で脚側停座させ、終了する。

6. 梯子登りによる高所通過

《登り口に梯子状の階段を付けた、高さ1.5~22mの板(幅30~60cm、長さ3m以上)と下降用の階段が取り付けられたもの》

所定の位置に脚側停座。指示により、指導手は犬を梯子から高所の板の上に登らせ、板上を歩かせる。その時、指導手は犬に並行して歩く。高所の先端まで行き着いたら、そのまま階段を下らせ、接地点で脚側停座させ、終了する。

7. 水平梯子渡り

《高さ50cm、幅50cm、長さ4m(棧間隔30cm、棧幅5cm)の水平梯子》

所定の位置に脚側停座。指示により犬を梯子に飛び乗らせる。梯子に乗った時点で指導手は犬の横に付いて並行する。先端の棧に犬の両前肢が到達したら、梯子の先端から約30cm離れて設置されている台座に乗り移させ、停止させる。指示により犬を抱きかかえて地上に降ろし、脚側停座させ、終了する。

8. トンネルの通過

《長さ、約5mのトンネル(円筒又は角型)の通過》

所定の位置に脚側停座。指示により、指導手は犬にトンネルを通過させる。犬がトンネルをくぐり抜けた時点で、停止させる。この際立止の状態での停止する事が望ましい。指示により、指導手は犬の元に行き、脚側停座させ、終了する。

9. 遠方に置かれた台座上への前進 1.5 m

《縦 60 cm、横 60 cm、側面幅木 9 cm、高さ小型犬 30 cm、中型犬以上 50 cmの台座》

所定の位置に脚側停座。前方 1.5 m先に置かれた台座に向かって前進させる。台座上で静止させる時は立止、伏臥、停座、いずれの姿勢をとらせても良い。

指示により指導手は犬を招呼する。犬は指導手の元に戻り、脚側停座して終了する。この場合、正面停座から、脚側について停座しても良い。

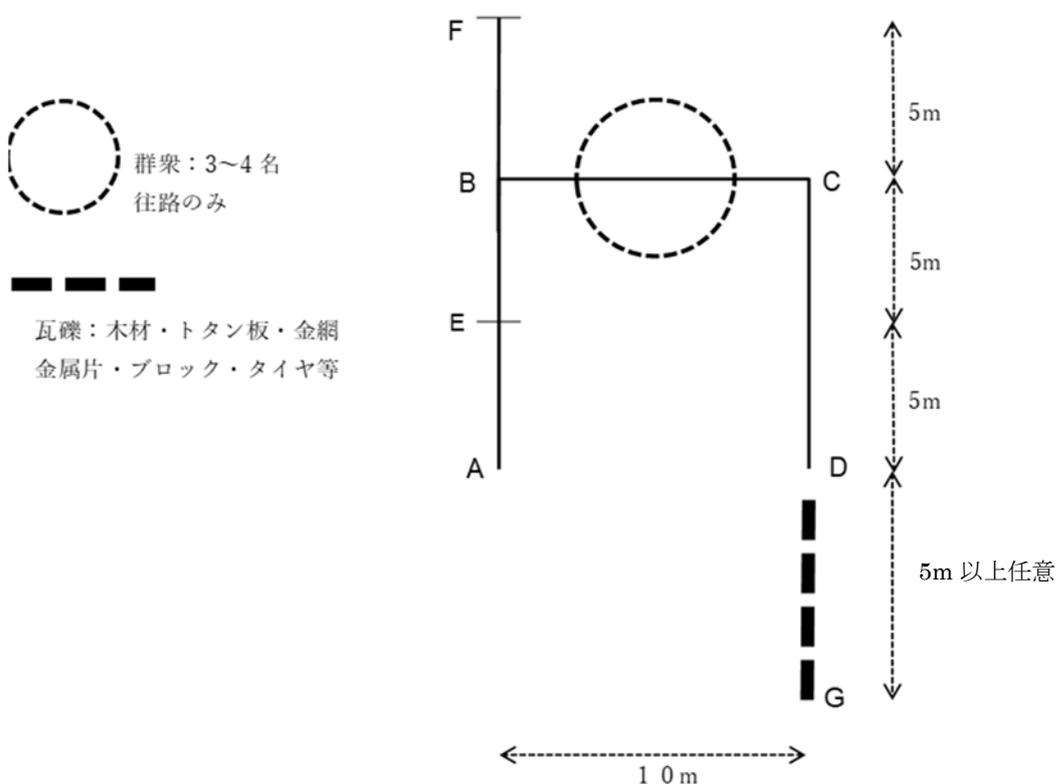
10. 休止 5分 対面距離 1.5 m

指導手は指定された休止場所で犬を脚側停座させ、指示により休止させた後、その場を離れ、1.5 m離れた指定の待機場所に用意された椅子に座り、犬と対面する。

犬は如何なる影響をも受けずに 5 分間、静かに伏せていなければならない。休止時間が経過した後、指示に従い常歩で犬の元に戻り、後方を周って右側に立つ。指示により脚側停座させ、首輪、紐を付けて静かにその場を離れる。

(休止する犬の傍に紐など、如何なる物であっても置くことは禁じられる。)

<別図>



B 搜索基本規定

指導手は搜索試験会場内では、ヘルメット、安全靴(登山靴)、手袋を装着しなければならない。

なお、指導手はおやつ用のポーチ、バッグ等、給水・散水用のボトルは持込を禁止するが、給水・散水については試験当日の気象状況等により審査員判断で使用を認めることがある。もっとも、給水・散水の使用に際しては審査員の許可を得なければならない。

指導手と犬は指定された場所で待機した後、首輪とリードを装着したまま犬を指示された場所に休止(停座もしくは伏臥)させて審査員のもとに赴き、出場番号、犬名、指導手名、加えて要救助者役を発見した際、犬が執る告知の仕方を申告した後、審査員から搜索現場の説明を受ける。

その際、指導手は義務づけられた場所の搜索を終えた後の搜索活動を、どの場所(方向)から始めるかを、予め審査員に伝えておく必要がある。

搜索は指導手の申し出通りに行われることが最も望ましいことだが搜索作業を行っている途中で現場の状況に変化が生じたとき指導手が判断し、搜索場所を変更したとしても、申告通りの搜索を行わなかったことに対する責は問われない。しかし、作業終了後に審査員に対してその理由を説明する必要がある。

犬の搜索行動の範囲はある程度指導手によってコントロールされたものであるべきで、犬の行動も指導手によって搜索作業に影響を及ぼさない程度に掌握されている事が望ましい。ただし、犬の搜索行動が指導手の命令によって極端に操作され、自主的な搜索が妨げられるようなことがあってはならない。

要救助者役を発見したとしても、それが故意な誘導であり、犬の搜索内容、また、指導手の指導態度が不適切である、と審査員が判断した場合、その内容によっては評価されない事がある。(最後の基本規定から移動)

要救助者役搜索作業開始

指導手は審査員の指示に従い犬の元へ戻りその場所から搜索を開始する。

搜索時間の計測はリードならびに首輪を外した時点から始められる。

搜索時間は12分とし、時間内にヒューム管を含むすべてのエリアを搜索しなければならない。

ただし審査員の判断で搜索時間を変更することが出来る。

犬の咆哮など、明確な反応によって要救助者役の存在が特定できたと指導手が判断した場合、その旨を審査員に伝え、その場に止まり、指示を待つ。

審査員が確かなリアクトと判断した時点で指示が与えられる。指導手は審査員の指示に従い、犬を呼び戻すか、犬が告知した場所に行き、要救助者役の確認を行った後、自主的に次の搜索に移る。なお、要救助者役の確認を行なう際は、犬を告知した場所から離して停座もしくは伏臥させ確認を行うこと。

全ての搜索作業が終了したことが審査員、または進行係から伝えられたら、速やかに犬を呼び戻して脚側に付けて停座させ、首輪、リードを装着し、搜索現場から離れた時点で作業は終了する。

搜索終了後の報告

指導手は搜索終了後審査員に対して、当初の搜索計画と相違があった場合はその理由、要救助者役発見の箇所、搜索未済の場所等を報告しなければならない。

搜索時におけるその他の注意事項

- 現場の状況に応じて指導手の行動範囲は審査員によって制限される場合がある。
- 要救助者役の発見と、告知咆哮が指導手の誘導によって行われたと審査員が判断した場合、評価の対象から外れる。
- 犬が搜索作業開始後1分以内に排泄した場合は失格とする。

付則

認定試験当日、認定試験規定の内容を変更することは出来ない。規定の変更は次回の認定試験が実施される3か月前に行われなければならない。

2019年10月1日施行